

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年3月まで
会社の健康保険から国民健康保険へ切り換えるため市役所へ出向いた。そのとき、国民年金への加入も必要であることを知り、昭和50年12月ごろ、妻と一緒に加入した。夫婦一緒に納付しているのに、私だけ申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人は、夫婦が同じように国民年金の加入手続をして保険料を納付したと述べており、国民年金加入期間のうち、納付日が確認できる期間については、いずれも夫婦の納付日が同一であることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月ごろに夫婦連番で払い出されている上、その時点では、申立期間は過年度納付が可能であり、申立人の妻は保険料を納付済みであることを踏まえると、申立人の申立期間の8か月のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、国民年金加入手続後の期間について、申立人の国民年金と厚生年金保険の切替えも適正に行われていることから、申立人の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年1月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年8月から53年1月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料納付は父親が行ってくれた。申立期間は還付済みとのことだが、還付を受けた記憶は無く、付加保険料を含めた国民年金保険料の領収書も所持しているため、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書によると、昭和51年6月から53年3月までの国民年金保険料は、付加保険料を含めて定期的に納付されており、申立期間の保険料は、52年8月25日、同年11月24日及び53年2月24日に納付されているが、A町（現在は、B市）の被保険者名簿によると、同年8月18日に申立期間を含めた前述の期間におけるすべての保険料が還付されたことが確認できる。

しかし、申立期間については、申立人は国民年金以外の公的年金には加入していないため、国民年金の強制加入期間に相当し、保険料を還付する合理的理由が見当たらないことから、国民年金保険料の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から35年7月1日まで

私は、高校卒業後、昭和32年4月にA社B事業所に入社し、35年6月末ごろまで勤務した。私は買収前の土地等の調査を行っていた。退職後、実家に戻ったすぐ後、台風が襲い、近くの家が15軒ほど流されていったことをはっきりと覚えている。役場に問い合わせたところ、その台風は同年8月であったことが分かった。厚生年金保険の記録は32年7月から33年9月までとなっているが、35年6月末ごろまで同社で勤めていたので、厚生年金保険被保険者期間として申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社は、同社が保管している申立人の臨時職員カードに記載された退職日から、申立人の退職日を昭和33年9月30日とする在職証明書を発行しているが、複数の同僚は、「昭和34年6月にC市の教習所に行くまで申立人とA社で勤務していた。」と供述しており、別の複数の同僚は、「申立人と3年ほど一緒に勤務した。」と供述している。

また、申立人は、A社B事業所を退職したすぐ後、実家付近を台風が襲い、近くの家が15軒ほど流されたことを明確に記憶しており、その翌年に兄の紹介でD市のE店に修行に出たと主張しているところ、役場の記録から昭和35年8月に台風が通過したことが確認でき、申立人は、36年6月1日に同店で厚生年金保険の資格を取得していることから、申立人の主張は信憑性が高いと認められる。

さらに、申立人の兄が書いた冊子において、申立人はA社で3年ほど勤務していたと記載されている。

これらのことから、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたことが認められる。

加えて、申立期間当時、申立人はF町の詰所で測量等の業務に従事しており、同所で同様の業務に従事していた同僚はほかに2名いたと供述しているところ、当該同僚2名も同様の供述をしており、社会保険事務所（当時）の記録では、当該同僚2名は、同所で勤務した期間も厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

また、申立人は、同期入社で申立人と同じ課に所属していた同僚と給料明細書を見せ合い、給料額が同じであると話していたことを記憶しており、当該同僚も、「私が昭和34年6月にC市の教習所に行くまでの間は、申立人と給料明細書を見せ合っており、給料額は同じだった。私は申立人と一緒に勤務した期間の厚生年金保険の記録がある。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和33年9月の標準報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に保管されている申立人の臨時傭員カードに記載された退職日と厚生年金保険の資格喪失日が一致していることから、事業主が昭和33年10月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月から35年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月14日から29年4月10日まで
退職理由は結婚である。昭和29年12月28日にどこへ脱退手当金を送ったことになっているのか。同年4月10日に退職をし、同年4月*日に結婚式を挙げ嫁ぎ先に来たので、どうして、住所、姓が分かったのか。脱退手当金を請求したことも、受領したことも無いので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約8か月後の昭和29年12月28日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い上、支給されたとする額は法定支給額と2万円相違している。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間直前の未請求になっている被保険者期間と申立期間である被保険者期間は関連事業所であり、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社）における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を22年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、19年10月から20年5月までは30円、同年6月から21年2月までは50円、同年3月は60円、同年4月から22年3月までは90円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年4月21日まで

昭和16年4月から22年4月までA社で働いていたが、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。当時の同僚が当該事業所で働いた期間の厚生年金保険を受給しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の「学校の紹介で、卒業後は皆がA社に就職することになっており、申立人とは、同じ寮に住み、業務内容も働き方も同じだった。」旨の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び女子従業員の厚生年金保険加入について、上記の同僚は、「会社は、女子従業員全員を一斉に厚生年金保険に加入させた。」と供述しているところ、申立人及び上記の同僚が供述した当時のA社の従業員数と同社に係る労働者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の申立期間におけるA社の記録から、昭和19年10月から20年5月までは30円、同年6月から21年2月までは50円、同年3月は60円、同年4月から22年3月までは90円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から22年3月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA学園における資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

B事業団（現在は、C事業団）のD学園に勤務していたが、昭和50年4月1日付けで、同事業団が運営する新規に開設されたA学園に異動になり引き続き勤務した。自分と同様に異動した当時の同僚のE氏も厚生年金保険の加入記録が無かったが、第三者委員会であっせんを受けているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D学園及びA学園の事業主体たるC事業団のF事業所が保管する勤務記録カード及び雇用保険の記録並びに事業主の回答から判断すると、申立人は、B事業団に継続して勤務し（昭和50年4月1日にD学園からA学園に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA学園に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年5月の記録から、11万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、当該事業所は昭和50年5月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、事業主及び複数の同僚の供述によれば、申立期間において20人以上の従業員を雇用し、社会福祉事業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められること

から、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から58年12月まで
会社を退職した昭和56年7月に国民年金の加入手続をして、その後は夫の保険料と一緒に毎月、A銀行のB出張所で納付していた。まとめて納付したことは無く、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和56年7月に国民年金の加入手続をしたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から61年2月ごろに払い出されたと推認されることから、払出時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、まとめて納付した記憶は無いとしているところ、申立期間直後の昭和59年1月から61年1月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されていることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った直後、さかのぼって納付可能な国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られないほか、申立人は、現在所持している年金手帳以外に交付を受けた記憶は無いとしており、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年3月まで
学生のころ、父親から、国民年金に加入し保険料を納付していると聞いた。父親から受け取った年金手帳には、初めて被保険者になった日が昭和48年7月4日と記入されている。申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月ごろに払い出されており、A市の被保険者名簿によれば、資格取得日は48年7月4日(その後、資格取得日を昭和51年4月1日に訂正)とされているが、申立人は父親から、保険料をさかのぼって納付したとは聞いていないとしており、申立期間の国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持している1冊の年金手帳(三制度共通。昭和49年以降に発行)以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 1 日から平成 19 年 10 月 1 日まで
私は昭和 57 年 9 月 1 日から平成 20 年 12 月 20 日まで、A社において社会保険に加入していた。2年まではB市内、その後はC県、D県、E県、F県及びG県の各県に出向し、19年にB市に戻り 20 年 12 月 20 日に退職するまで、タクシー事業再建の仕事に携わっていた。給与は2年までは現金でもらっていたが、それ以降は銀行振込みとなった。年金を受給するようになり、私が実際にもらっていた給与に比べて年金額が余りに少ないため、厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額が相違していることを申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 3 月から 19 年 10 月 1 日までの期間について、申立人が所持する 7 年 3 月から 19 年 9 月までの給与の振込額が確認できる銀行口座、平成 8 年度及び 10 年度市民税県民税納税通知書（H市）、12 年度 I（普通徴収）納税通知書（J区）、16 年度から 19 年度までの I 証明書（J区）により、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは確認できる。

しかしながら、上記通知書及び証明書から推測される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ同額となっている。

また、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月から平成 7 年 2 月までの期間について、申立人は給与明細書を所持しておらず、このほか、当該期間において申立

人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除がなされたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 6 日から同年 10 月 18 日まで

A船に操機長として乗船したが、船員保険の被保険者としての記録が無い。船員手帳があるので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人は、申立期間において、A船に操機長として雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、船員手帳における雇用契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではない。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間当時、船員手帳に記載されたA船に係る船舶所有者が、船員保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、類似の船名による船員保険被保険者名簿にも申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は、A船の船長は、船員手帳に記載されている船長ではなかったと述べているが、申立人はその船長の名前を覚えておらず、同僚の名前も覚えていないことから、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認することができない。

加えて、船舶原簿謄本によると、昭和 30 年 7 月 6 日にA船の船舶所有者は変更されているが、同所有者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における船員保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立期間に係る申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。